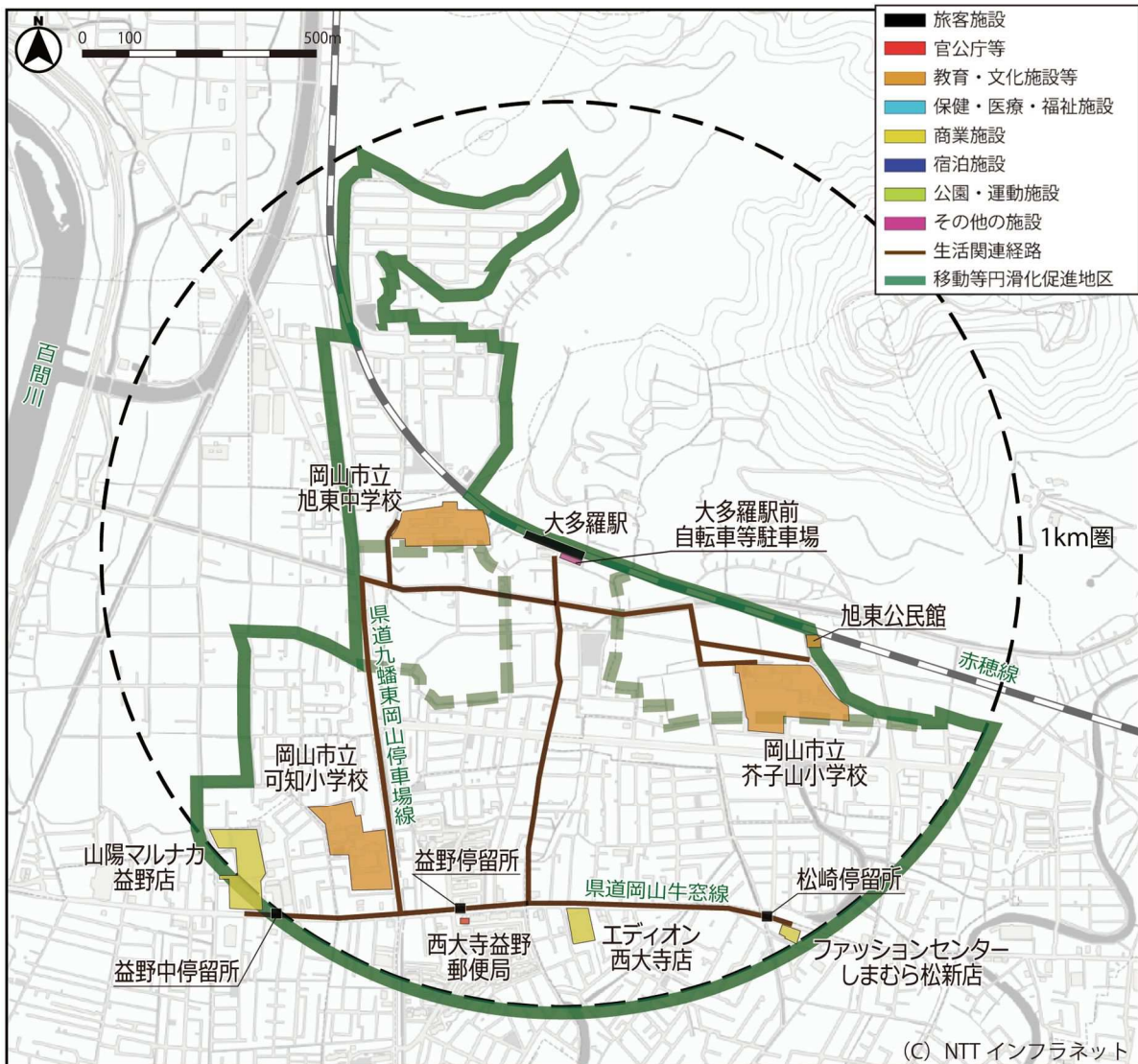


(11) 大多羅駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	—
生活関連施設数	13
生活関連経路延長	4.1 km
移動等円滑化促進地区面積	140 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	大多羅駅 (3,246 人/日)
地区の特性等	<p>駅付近に小・中学校や公民館が立地しており、県道岡山牛窓線沿線には複数の商業施設が立地しています。</p> <p>駅前広場が整備されており、駅前広場から南へ 400m の区間は歩道が整備されていますが、駅周辺のその他の道路は一車線の歩者混在道路となっており、バリアフリー化された歩道の整備が求められます。</p>



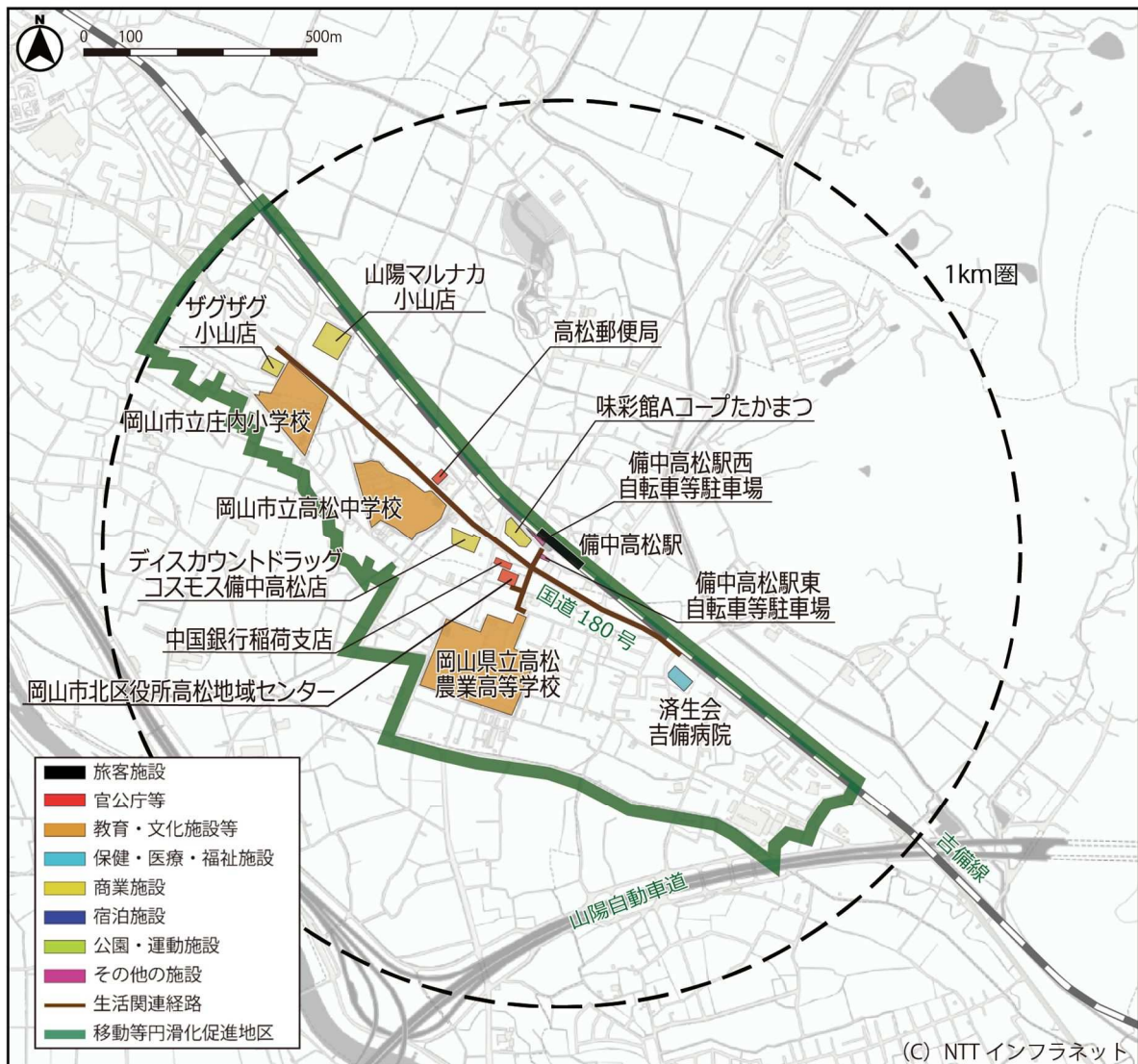
※生活関連経路の設定を踏まえて、一部区域を追加しています。
 ※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-15 大多羅駅周辺地区図

(12) 備中高松駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	地域拠点
生活関連施設数	14
生活関連経路延長	1.3 km
移動等円滑化促進地区面積	61 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	備中高松駅 (2,594 人/日)
地区の特性等	<p>国道 180 号沿線に主要な施設が集積しており、教育施設や商業施設が多く立地しています。</p> <p>国道 180 号は片側に歩道が整備されていますが、幅員が狭い箇所や凹凸等の段差のある箇所が見られます。また、その他の道路は歩道のない路側帯のみの生活道路となっており、経路の一体的なバリアフリー化の整備が求められます。</p>



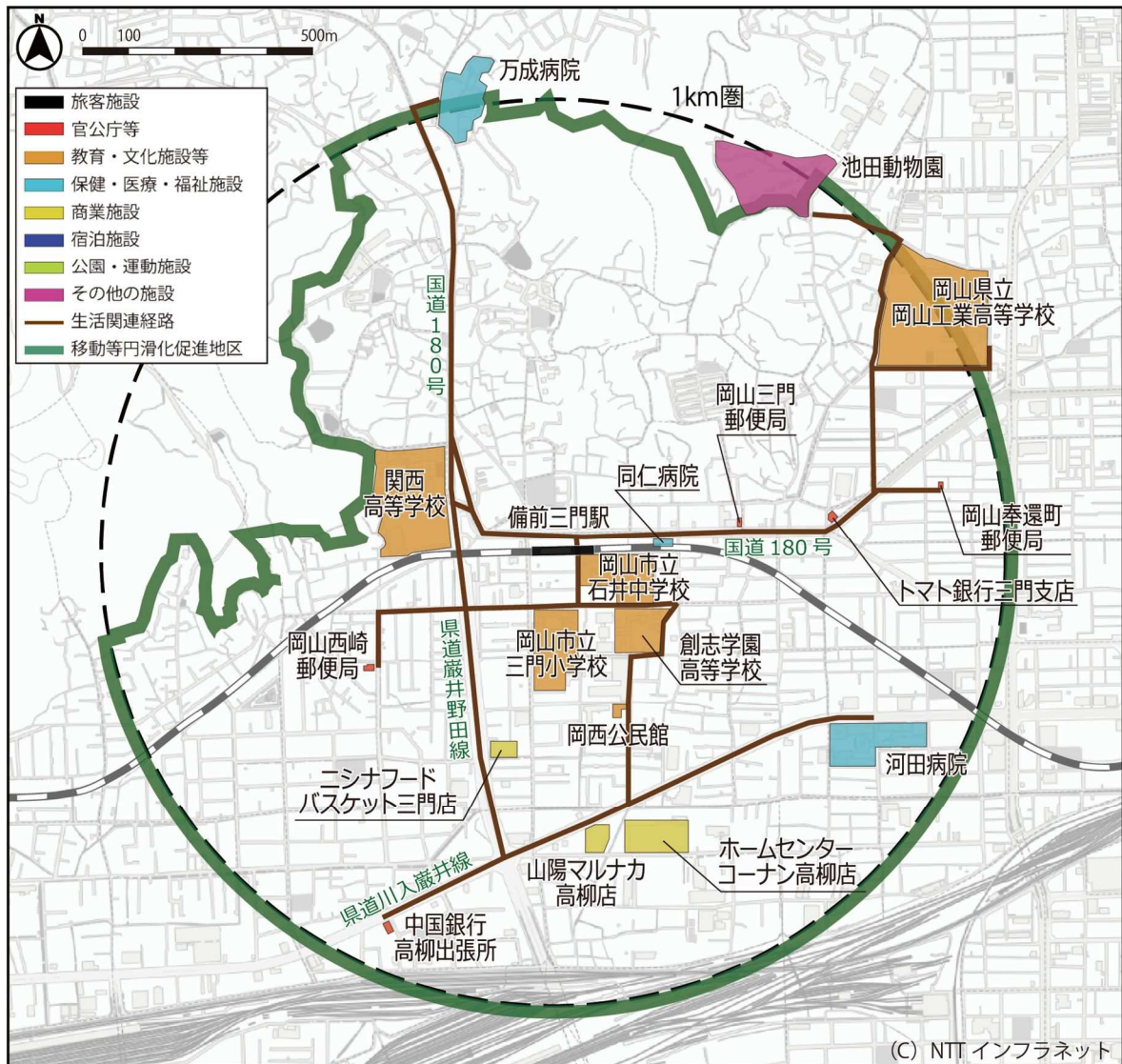
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-16 備中高松駅周辺地区図

(13) 備前三門駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	—
生活関連施設数	19
生活関連経路延長	6.8 km
移動等円滑化促進地区面積	269 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	備前三門駅 (2,294 人/日)
地区の特性等	<p>岡山駅周辺地区(移動等円滑化促進地区)に隣接する市街地であり、駅周辺には教育施設が集積し、幹線道路沿線には商業施設や病院が複数立地しています。</p> <p>国道180号(東西方向)や県道巖井野田線は片側2車線で両側歩道が整備されており、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されていますが、幹線道路から生活関連施設までのアクセス経路のバリアフリー化の整備が求められます。</p>



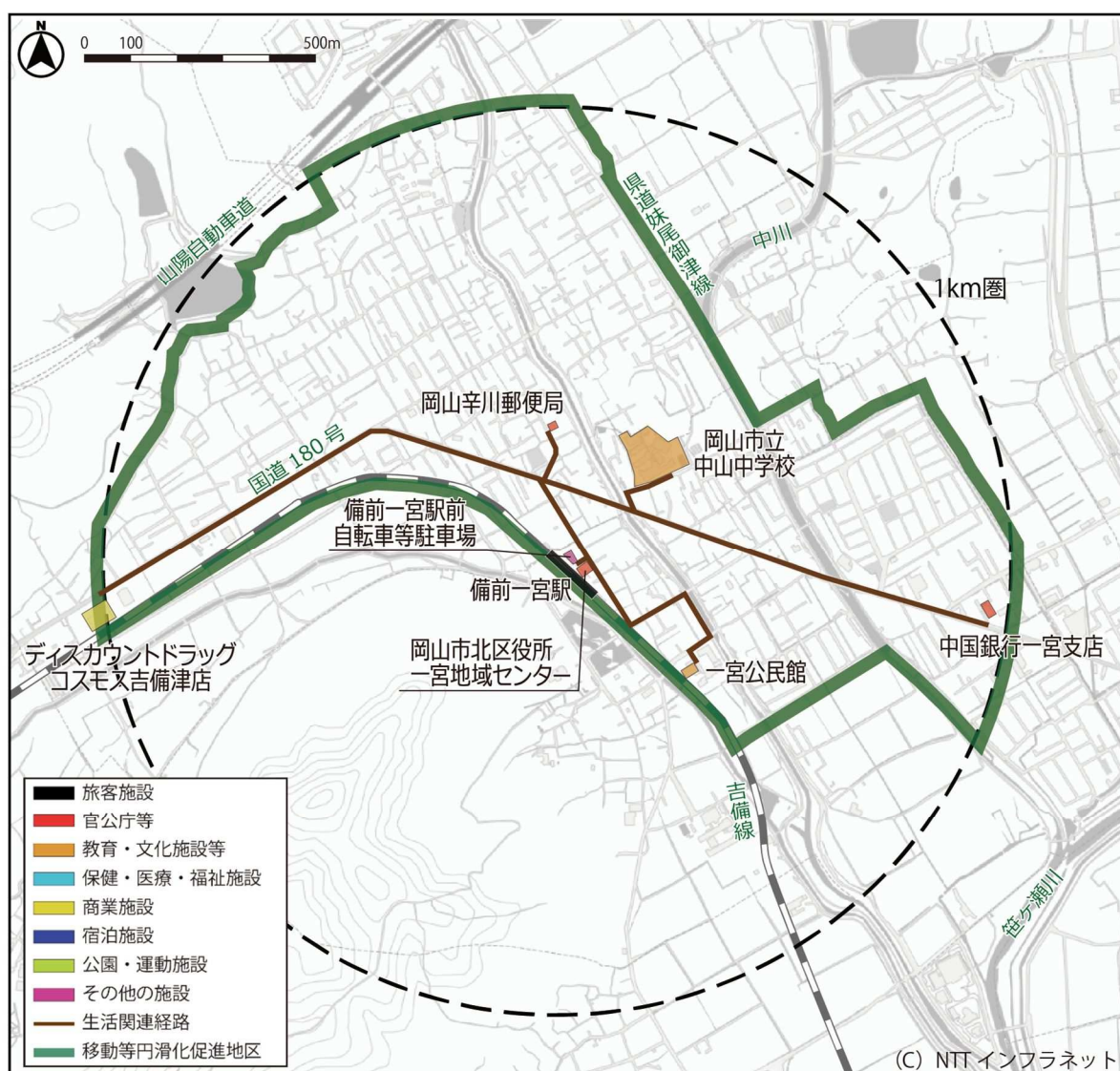
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-17 備前三門駅周辺地区図

(14) 備前一宮駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置づけ	地域拠点
生活関連施設数	8
生活関連経路延長	3.1 km
移動等円滑化促進地区面積	132 ha
主要な旅客施設(1日の平均乗降客数(R元年度))	備前一宮駅 (2,052 人/日)
地区の特性等	<p>国道 180 号沿線及びその周辺に生活関連施設が立地しています。国道 180 号は、道路の片側に歩道が整備されていますが、狭小な部分が目立ち、改善が求められます。</p>



※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-18 備前一宮駅周辺地区図

4.3 移動等円滑化促進地区における取組

(1) バリアフリー化の促進の考え方

移動等円滑化の促進に向け、国の移動等円滑化基準や移動等円滑化整備ガイドライン等を踏まえて、バリアフリー化の方針（促進する取組内容）を以下のとおり設定します。これらを各地区内の施設管理者等に周知することにより、面的・一体的なバリアフリー化の促進を図ります。

1) 公共交通

① 鉄道駅

項目	鉄道駅のバリアフリー化の方針
通路	主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。
上下移動	階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
	エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。
ホーム	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	待合室には、車椅子使用者やベビーカー利用者等に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に優先スペースを設置する。
トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みが十分な洗面台の設置など）。
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方又はいずれかに設ける）。
	和式便房を洋式化する。
券売機等	JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。
	車椅子でも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルや白黒反転機能のあるタッチパネルなど、車椅子使用者や視覚障害者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。 券売機には点字表示を設置する。

案内設備 ・情報の バリアフリー	バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。
	駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。
	改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。
	筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応 ・心の バリアフリー	多言語対応の窓口等を設置する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。
人的対応 ・心の バリアフリー	駅や車両利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・バリアフリートイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。

② 電停

項目	電停のバリアフリー化の方針
車両	超低床式路面電車の導入を推進する。
ホーム	転落防止柵を車両乗降口以外の部分に設置する。
	乗降や移動を妨げない位置に上屋やベンチを設置する。
案内設備 ・情報の バリアフリー	乗降位置等について、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示や点字表示を設置する。
	案内板や可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。
	音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
人的対応 ・心の バリアフリー	多言語表記の案内設備を設置する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。

③ バス

項目	バスのバリアフリー化の方針
車両	車両のノンステップ化、車椅子使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を推進する。
バス乗降場・停留所	バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、快適な待合環境の整備を行う。 (道路管理者との連携)
	バス停留所を設置する歩道は、バスが正着（バス停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者との連携)
案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場やバス停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図・時刻表、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など)。
	バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を推進する。
人的対応・心のバリアフリー	バス停留所への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)の実施に努める。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

④ タクシー

項目	タクシーのバリアフリー化の方針
車両	車椅子使用者等も利用できるタクシーの導入を推進する。
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

2) 建築物

項目	建築物のバリアフリー化の方針
出入口・敷地内通路（屋外）	<p>道路(屋外通路)と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道(屋外通路)上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者等と連携)</p> <p>主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車椅子利用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。</p>
建物内通路	<p>主要な通路は、十分な幅員を確保し、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。</p> <p>主要な通路は、段差を解消し、車椅子利用者でも通りやすいような床材とする。</p> <p>視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。</p>
上下移動	<p>階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</p> <p>エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。</p> <p>エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。</p>
トイレ	<p>車椅子利用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みが十分な洗面台の設置など)。</p> <p>オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、バリアフリートイレ及び一般トイレ内の両方又はいずれかに設ける)。</p> <p>和式便房を洋式化する。</p> <p>JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。</p>
案内設備・情報のバリアフリー	<p>施設内の配置図や出入口・非常口、バリアフリー化された経路、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。</p> <p>施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。施設出入口の音声案内は、指向性能を持つスピーカーを設置するなど音声をはっきりと聴き取れ、音源の位置が把握できるように配慮する。</p> <p>筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。</p> <p>多言語対応の窓口等を設置する。</p>
駐車場・駐輪場	<p>施設の出入口付近に十分な広さの車椅子利用者用駐車施設(幅 350 cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。</p> <p>車椅子利用者用駐車施設の周辺は十分な照度を確保する。</p>

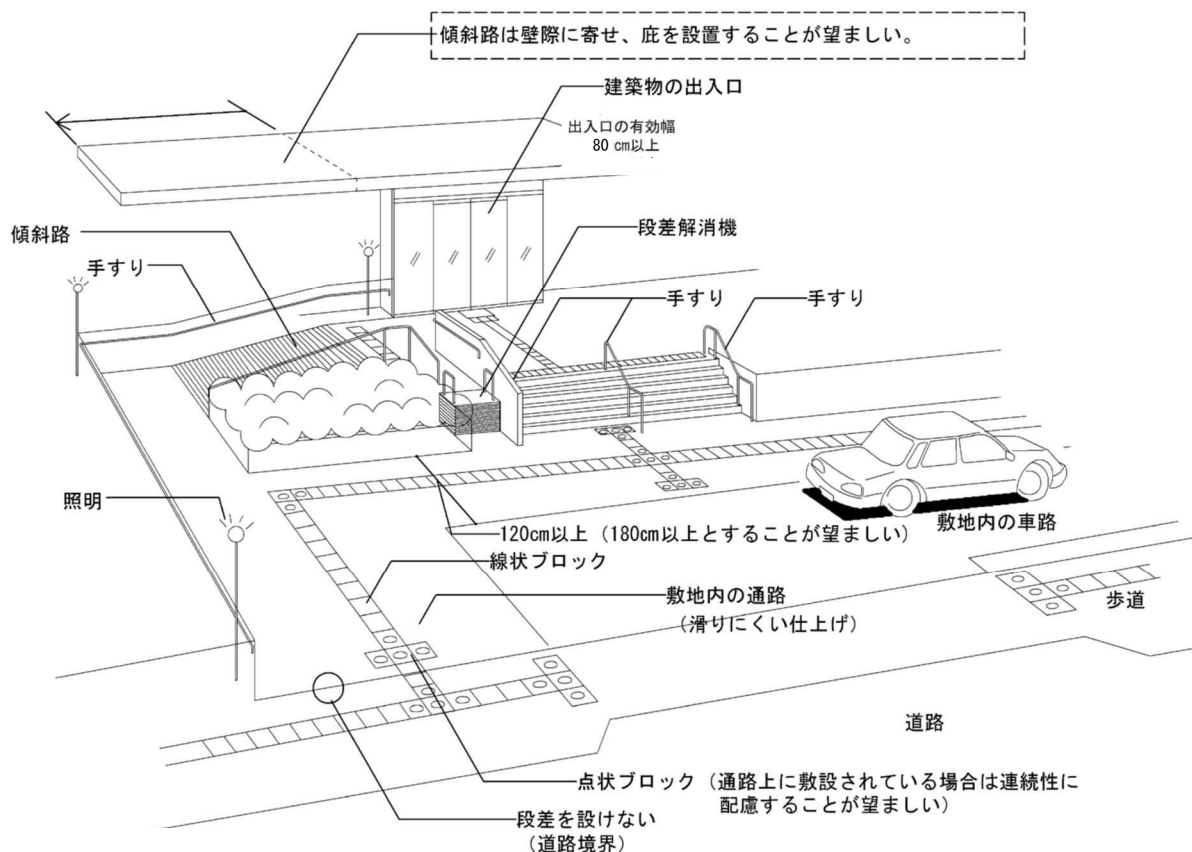
その他設備	受付・窓口や記入台は、車椅子使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。
	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。
	宿泊施設では、ユニバーサルルームのベッド高さは、マットレス上面で40～45 cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。
	緊急時等のお知らせについて、聴覚障害者でもわかるように、音声のみでなくフラッシュなど表示装置を設置する。
人的対応 ・心の バリアフリー	施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。
	施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・バリアフリートイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。

<参 考>

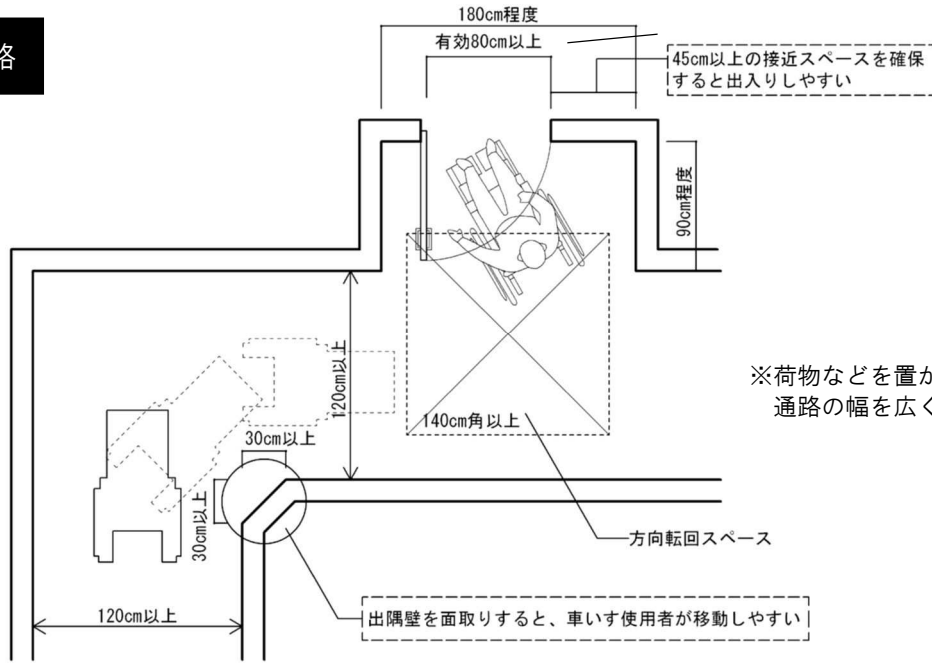
■ 建築物のバリアフリー化

（注記のないものは、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成）

出入口・敷地内通路（屋外）



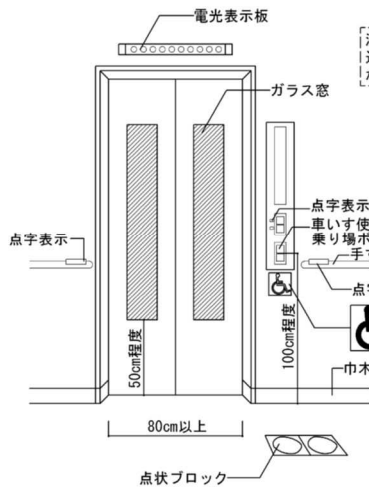
建物内通路



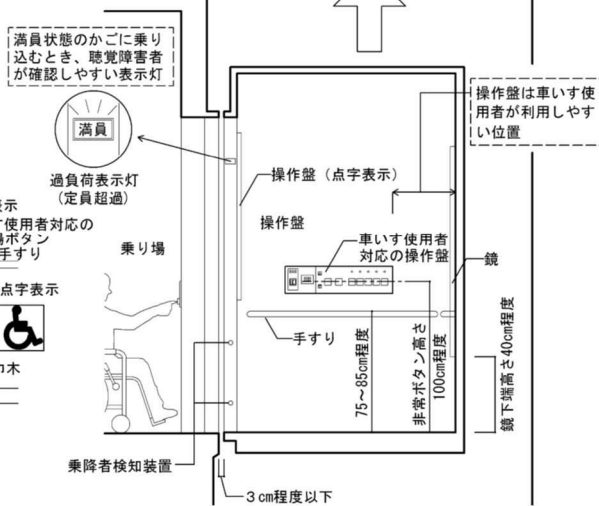
※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

上下移動

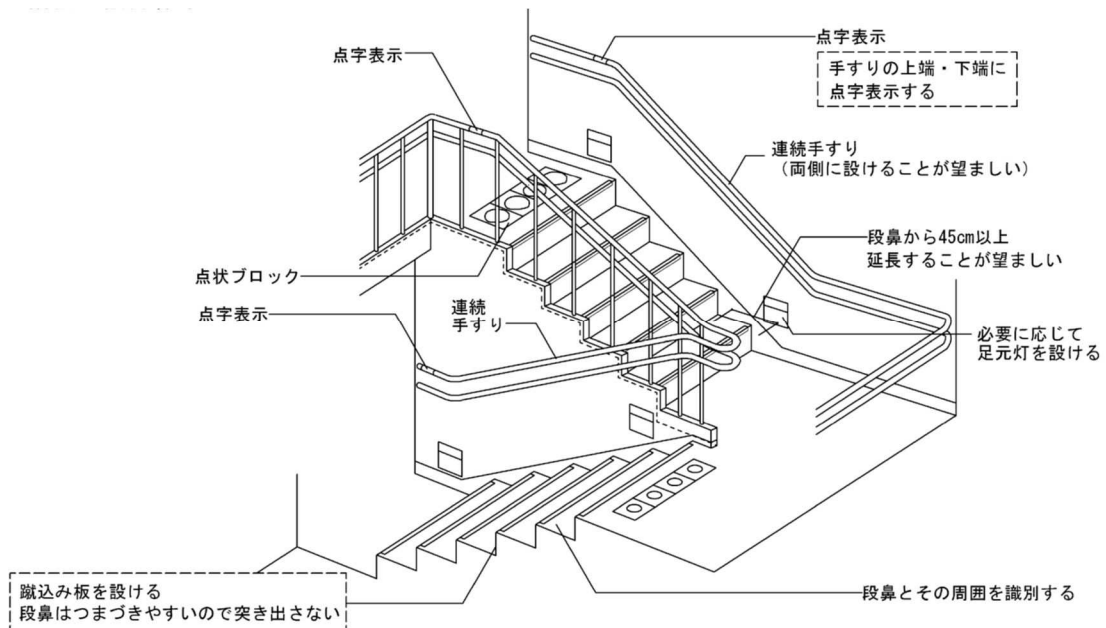
○エレベーター出入口（乗り場）



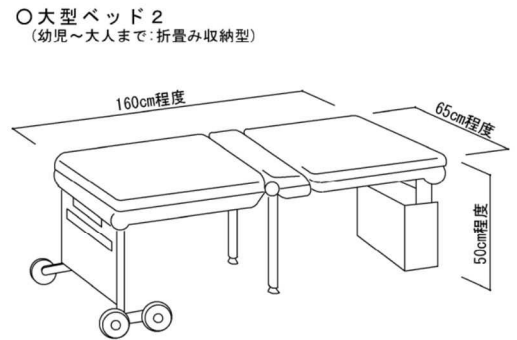
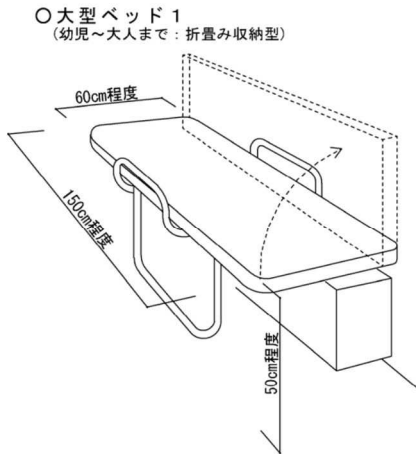
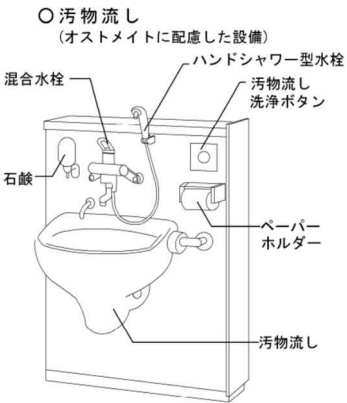
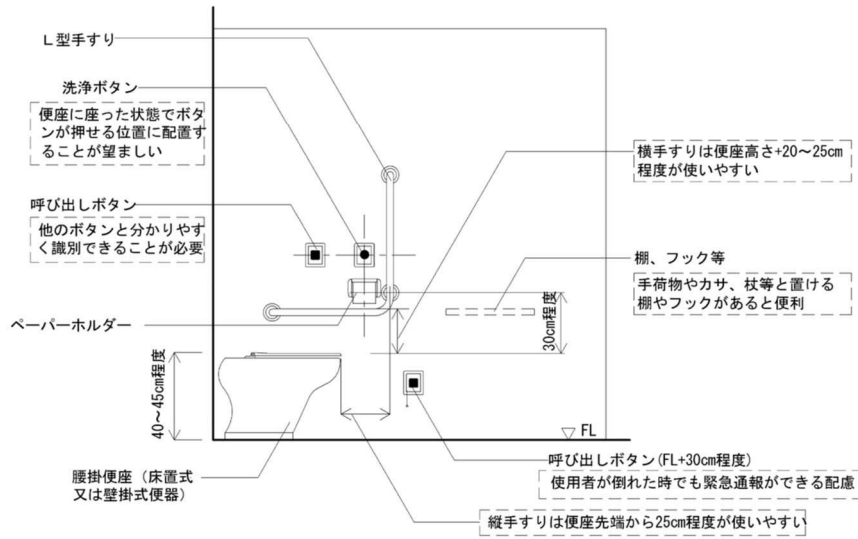
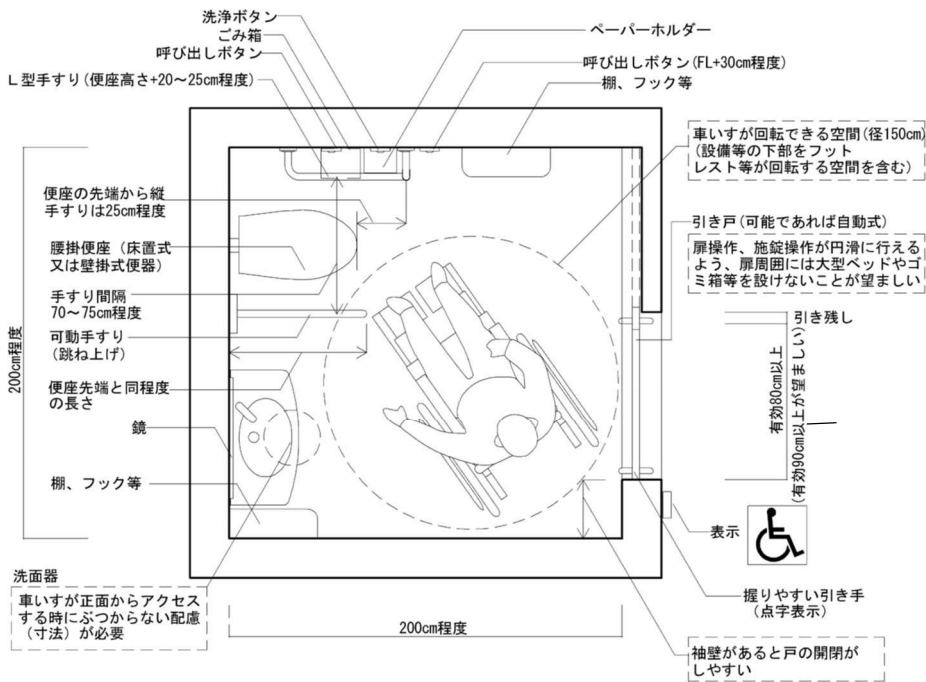
○かご内の断面図



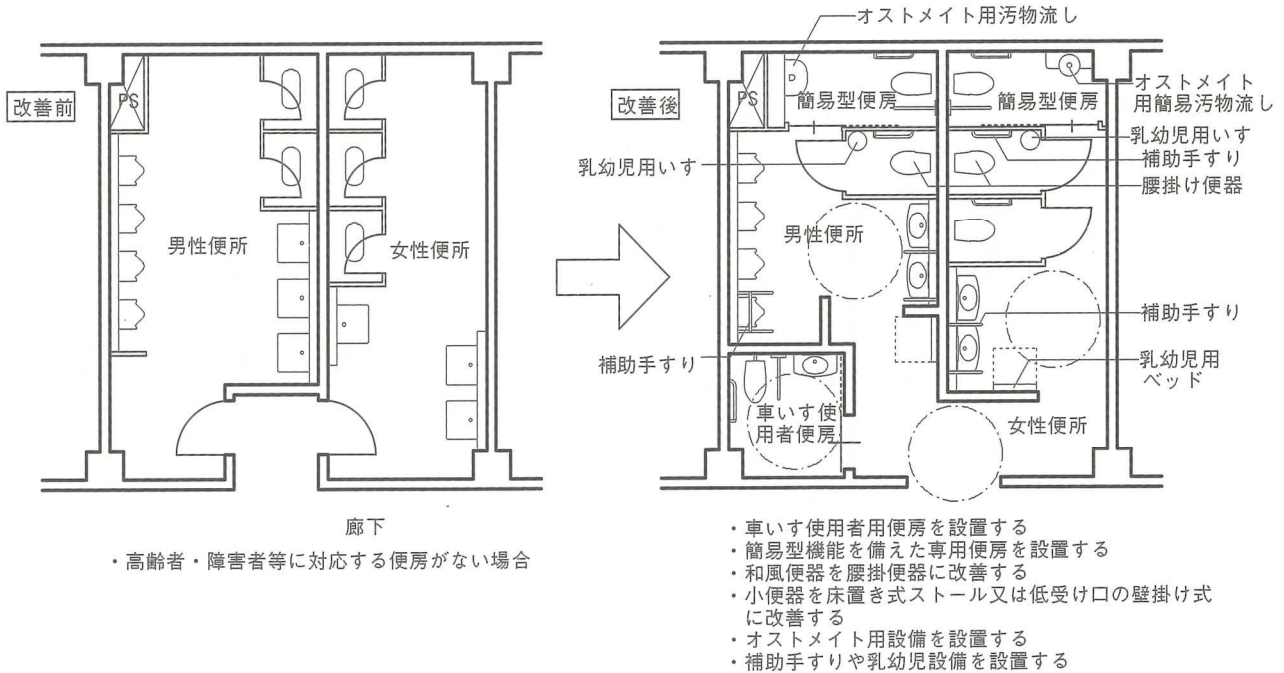
※階数ボタンは浮影階数表示が望ましい



トイレ（車椅子使用者用）



トイレ（一般用トイレの改善例）



3) 歩道（横断歩道含む）

4

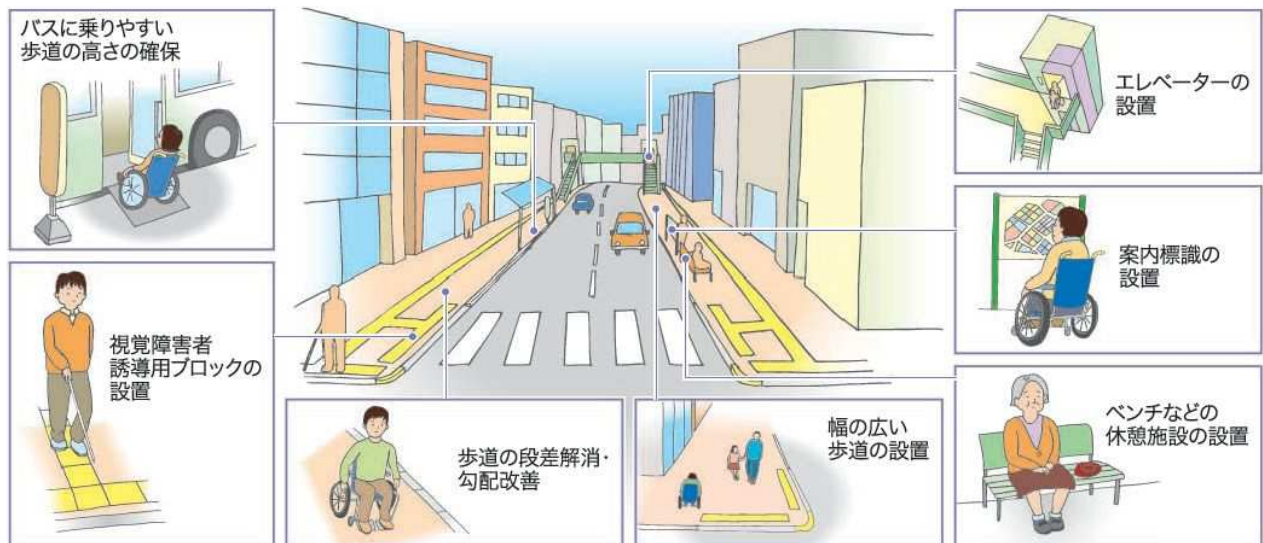
移動等円滑化促進方針

項目	歩道のバリアフリー化の方針
歩道	歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。
	歩道は滑りにくい舗装材を用いる。また側溝の蓋やマンホールの蓋などは滑りにくい素材に改良する。
	横断歩道接続部の勾配を解消（5%以下(やむを得ない場合は8%以下)）し、車椅子使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。
	歩車道境界部の段差は、車椅子使用者や視覚障害者等に配慮した高さにする（2cmを標準）。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車椅子使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。
	連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。

<p>バス停留所</p>	<p>バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、快適な待合環境の整備を行う。（バス事業者との連携）</p> <p>バス停留所を設置する歩道は、バスが正着（バス停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（バス事業者との連携）</p>
<p>案内設備 ・情報の バリアフリー</p>	<p>生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める。</p> <p>エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。</p>
<p>維持管理</p>	<p>舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備などの適切な維持管理に努める。</p>
<p>普及・啓発</p>	<p>自転車利用者及び歩行者に対して通行ルールやマナーの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。（交通管理者と連携）</p>

<参 考>

■道路のバリアフリー化



出典：国土交通省資料

4) 交通安全施設

項目	交通安全施設のバリアフリー化の方針
信号機等	生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機を設置する。
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。
	音響式信号機の設置に際しては、指向性能を持つスピーカーを採用するなど音声ははっきりと聴き取れ、音源の位置が把握できるように配慮する。
横断歩道	駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

<参考>

■視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



■経過時間表示式信号機



出典：警視庁資料

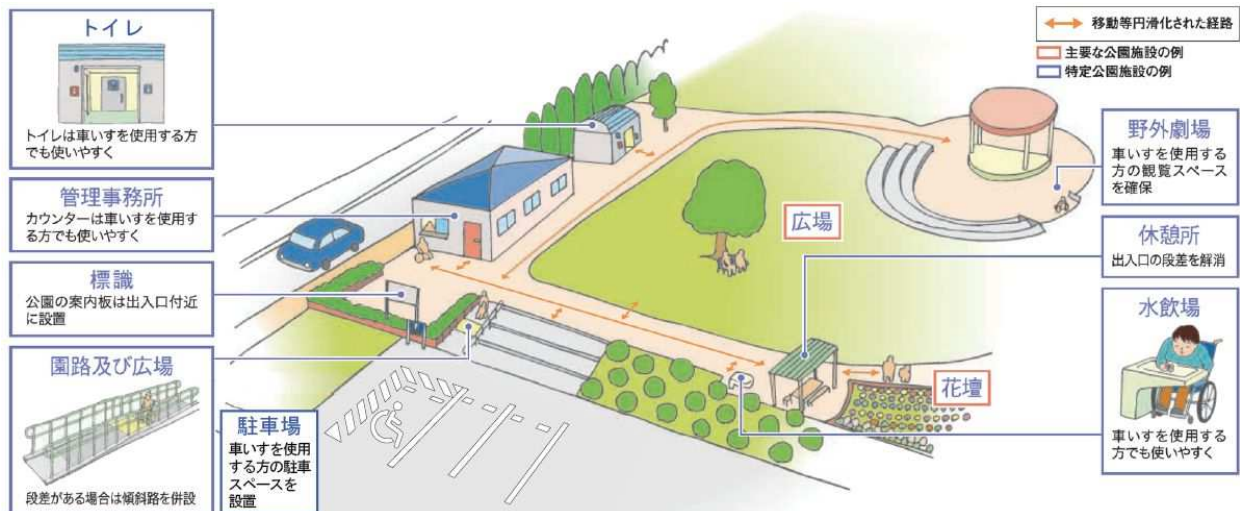
5) 都市公園

項目	都市公園のバリアフリー化の方針
出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車椅子使用者やベビーカー利用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
トイレ	車椅子使用者等が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。

休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。 避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
人的対応 ・心の バリアフリー	職員による案内やサポート、悪路に対応した車椅子の貸出などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。

<参 考>

■都市公園のバリアフリー化



国土交通省資料をもとに作成

6) その他の施設

① 駐車場

項目	駐車場のバリアフリー化の方針
敷地内通路	路上自転車駐車場については、適切な運用により視覚障害者等の安全な通行に配慮する。
駐車施設	出入口付近に十分な広さの車椅子利用者用駐車施設（幅 350 cm以上）を設置する。 車椅子利用者用駐車施設の周辺は十分な照度を確保する。
上下移動	立体駐車場には、障害者等が利用しやすい構造としたエレベーターを設置する（十分な広さ、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタンなど）。
案内設備	ピクトグラム等を活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。 駐車場の利用方法をわかりやすく掲示する。 車椅子利用者用駐車施設は、枠内を着色するなどわかりやすく示す。
人的対応 ・心のバリアフリー	利用者への普及・啓発により、車椅子利用者用駐車施設の適切な利用を促す。

② 駅前広場

項目	駅前広場のバリアフリー化の方針
通路等	通路の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。
	通路は滑りにくい舗装材を用いる。また側溝の蓋やマンホールの蓋などは滑りにくい素材に改良する。
	横断歩道接続部の勾配を解消（5%以下（やむを得ない場合は8%以下））し、車椅子使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。
	歩車道境界部の段差は、車椅子使用者や視覚障害者等に配慮した高さにする（2 cmを標準）。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車椅子使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	電灯や案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。
	駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に現在地や乗り場、行き先のわかる総合案内板等を設置する。
主要な動線や設備には、連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。	

バス乗降場	バス乗降場にベンチや屋根を設置するなど、快適な待合環境の整備を行う。 (バス事業者との連携)
	バス乗降場を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)
	券売機や精算機は、蹴込や音声案内、点字表示などを設け、車椅子使用者や視覚障害者に配慮したものを設置する。
タクシー乗降場	タクシー乗降場を設置する歩道は、車椅子でも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を小さくする(2cmを標準)。
自家用車乗降場	身体障害者用乗降場を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すよう利用者への啓発を行う。
上下移動	階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
	エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。
トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴り込みが十分な洗面台の設置など)。
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、バリアフリートイレ及び一般トイレ内の両方又はいずれかに設ける)。
	和式便房を洋式化する。
	JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。
案内設備・情報のバリアフリー	生活関連経路上の主要な箇所に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める。
	エレベーターやスロープ、乗降場などの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。
	案内所や待合室では、窓口に耳マークなどを表示し、聴覚障害者に対して筆談可能であることがわかるようにする。
	多言語表記の案内設備や多言語対応の窓口等を設置する。
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備などの適切な維持管理に努める。
普及・啓発	自転車利用者及び歩行者に対して通行ルールやマナーの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。(交通管理者と連携)

③ 自由通路・地下通路

項目	自由通路・地下通路のバリアフリー化の方針
通路	<p>主要な通路に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合した、舗装面との色の差による見やすさに配慮したものとする。</p>
	<p>主要な通路には手すりを両側に設置する。</p>
	<p>舗装は雨天時でも滑りにくいものとする。</p>
	<p>傾斜路の勾配は1/12以下とし、高さ75cm以内ごとに踊り場を設ける。</p>
上下移動	<p>階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</p>
	<p>エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。</p>
	<p>エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。</p>
トイレ	<p>車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みが十分な洗面台の設置など）。</p>
	<p>オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、バリアフリートイレ及び一般トイレ内の両方又はいずれかに設ける）。</p>
	<p>和式便房を洋式化する。</p>
	<p>JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。</p>
案内設備・情報のバリアフリー	<p>ピクトグラム等を活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。</p>
普及・啓発	<p>歩行者等に対して、通行等のマナーの啓発を推進する。</p>

【参考】

■移動等円滑化基準：

バリアフリー法に基づき、高齢者や障害者等が円滑に移動や施設利用をできるようにするための各種施設の構造及び設備に関して遵守すべき基準を定める省令

■移動等円滑化整備ガイドライン：

高齢者や障害者等の多彩なニーズに応えるため、各種施設の望ましい整備内容を具体的に示した目安

表 4-5 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管等
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (令和 3 年 1 月改正)
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (令和 3 年 3 月改正)
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (令和 3 年 1 月改正)
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月 (令和 2 年 12 月改正)
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (令和 3 年 1 月改正)
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）	国土交通省 平成 25 年 6 月 (令和 3 年 3 月改正)
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン車両等編）	国土交通省 平成 25 年 6 月 (令和 3 年 3 月改正)
	道 路	増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(一財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン〔改訂版〕	国土交通省 平成 24 年 3 月
建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (令和 3 年 3 月改正)	
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	岡山県福祉のまちづくり条例	岡山県 平成 13 年 4 月 (令和 3 年 3 月改正)
		岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例	岡山市 平成 14 年 4 月

4.4 行為の届出制度

(1) 届出制度の概要

多くの人の移動がある旅客施設をはじめ、旅客施設に接続する駅前広場や道路等の交通結節点では、特に移動の連続性を確保することが重要です。

バリアフリー法の規定により、公共交通事業者等又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区内の旅客施設や道路の改修等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する 30 日前までに市へ届け出ることが必要になります。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認められる場合、届出者に対し行為の変更等の必要な措置を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

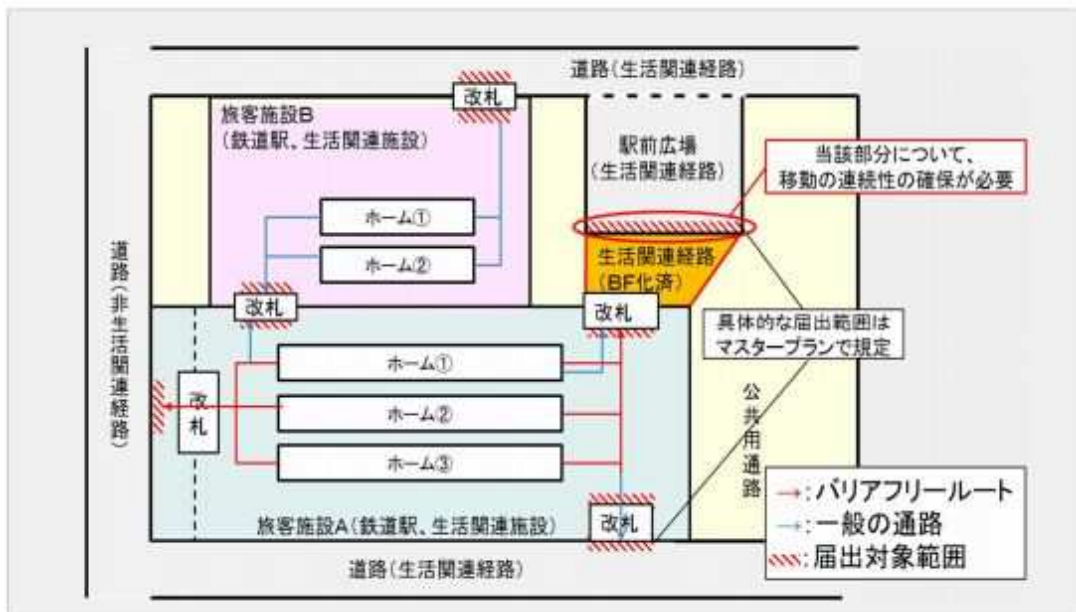
(2) 届出制度の対象の指定

届出制度の対象とする範囲を設定します。

バリアフリー法施行令では、以下のとおり届出の対象範囲が定められています。

表 4-6 届出対象となる行為と範囲

届出対象となる行為	届出対象の範囲
生活関連施設である旅客施設の改良等	他の生活関連旅客施設に接する出入口部分
	生活関連経路を構成する道路法上の道路、又は市町村が指定する一般交通用施設に接する出入口部分
生活関連経路である道路の改良等	生活関連施設である旅客施設の出入口に接する部分
	市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設と接続する部分


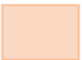






出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

図 4-19 届出対象のイメージ

各移動等円滑化促進地区における届出制度の対象範囲を示します。なお、具体的な範囲は事業実施の際に管理者と協議の上決定することとします。

【凡例】

-  届出対象範囲
 - 生活関連施設である旅客施設の改良等を行う場合
 - A** 生活関連経路を構成する道路法上の道路、又は市町村が指定する一般交通用施設に接する出入口部分
 - 生活関連経路である道路法上の道路の改修等を行う場合
 - B** 生活関連施設である旅客施設の出入口に接する部分
 - C** 市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設と接続する部分
-  生活関連施設である旅客施設
-  道路（駅前広場等を含む道路法上の道路）
-  道路法上の道路以外の一般交通用施設
-  改札
-  横断歩道

※一般交通用施設：道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設

1) 岡山駅周辺地区における届出制度の対象範囲

岡山駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

なお、当該地区は地区の一部を重点整備地区（第5章）に重ね指定しており、特定事業として実施するものは、届出の対象外となります。

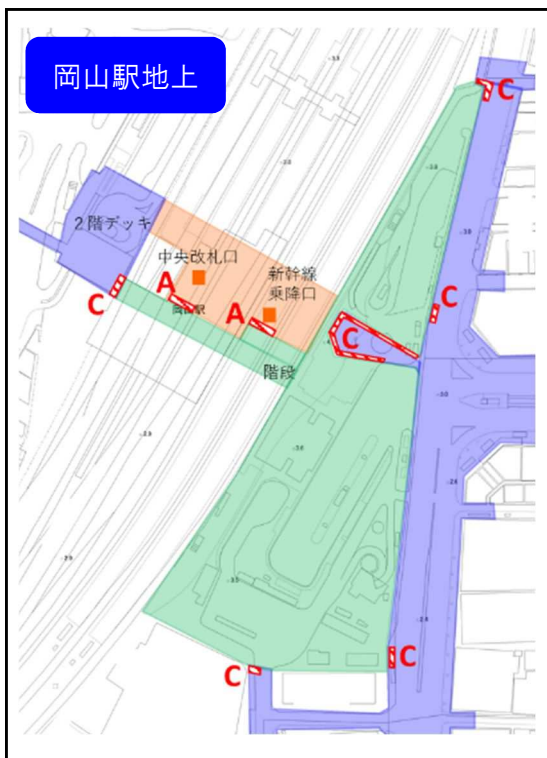


図 4-20 岡山駅（地上）の届出対象範囲



図 4-21 岡山駅（地下）の届出対象範囲

岡山駅東口バスターミナル

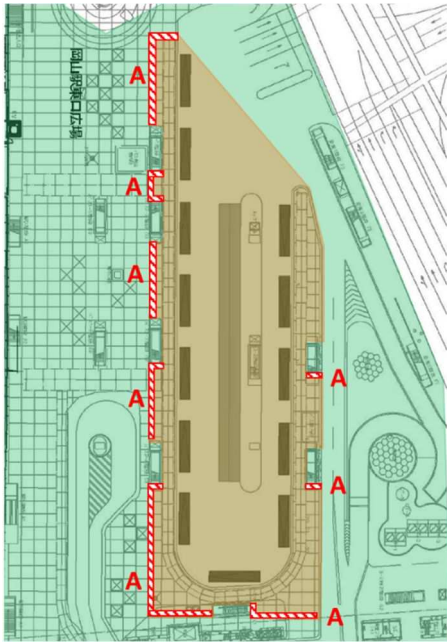


図 4-22 岡山駅東口バスターミナルの届出対象範囲

岡山駅西口バスターミナル

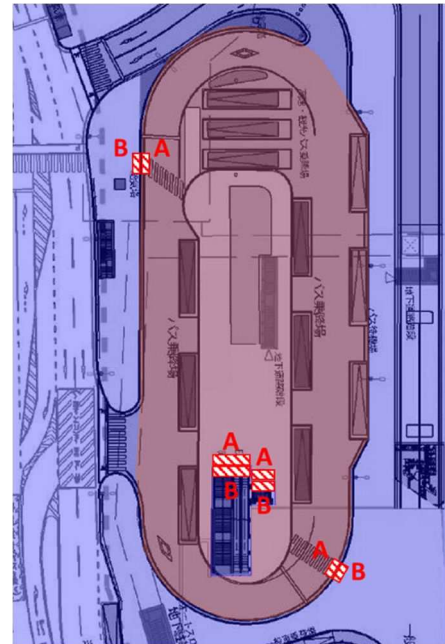


図 4-23 岡山駅西口バスターミナルの届出対象範囲

岡山駅前電停

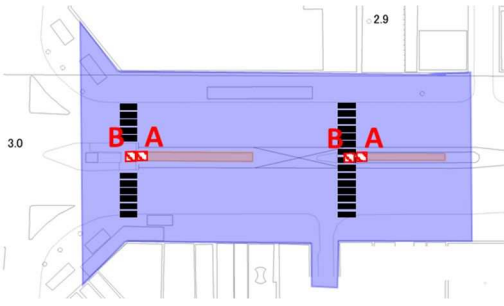


図 4-24 岡山駅前電停の届出対象範囲

西川緑道公園電停

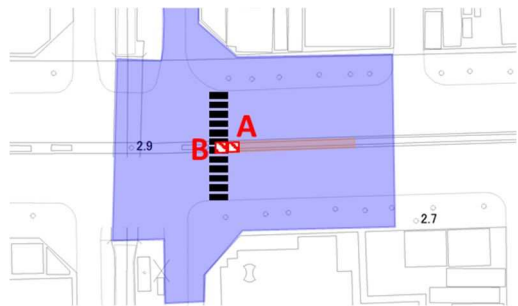


図 4-25 西川緑道公園電停の届出対象範囲

柳川電停

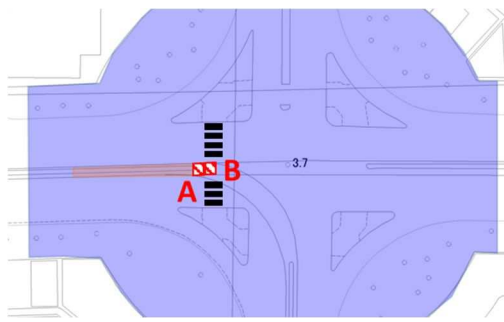


図 4-26 柳川電停の届出対象範囲

郵便局前電停

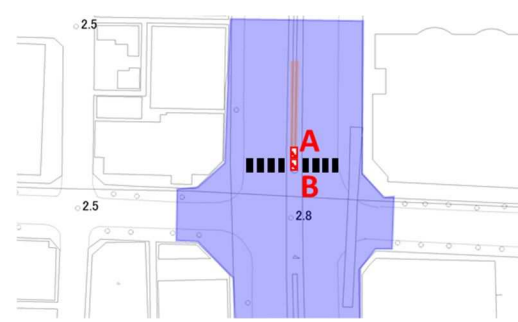


図 4-27 郵便局前電停の届出対象範囲

凡例は、4-38 ページに記載しています。



図 4-28 田町電停の届出対象範囲



図 4-29 新西大寺町筋電停の届出対象範囲

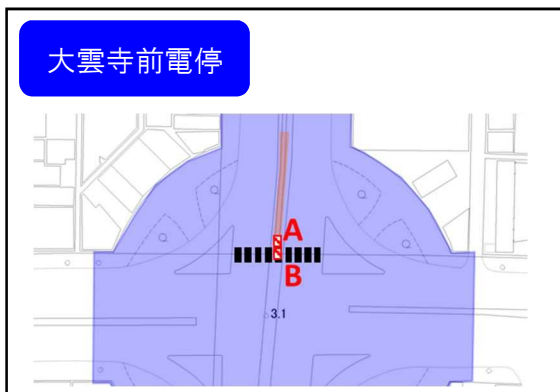


図 4-30 大雲寺前電停の届出対象範囲

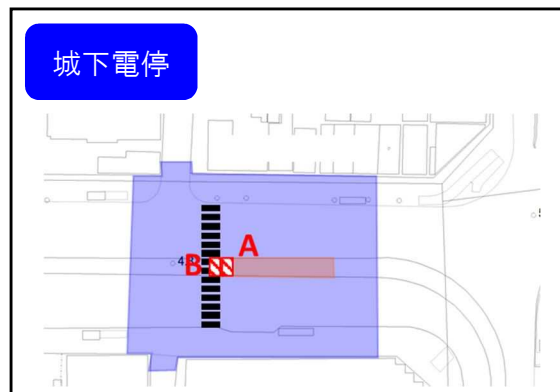


図 4-31 城下電停の届出対象範囲

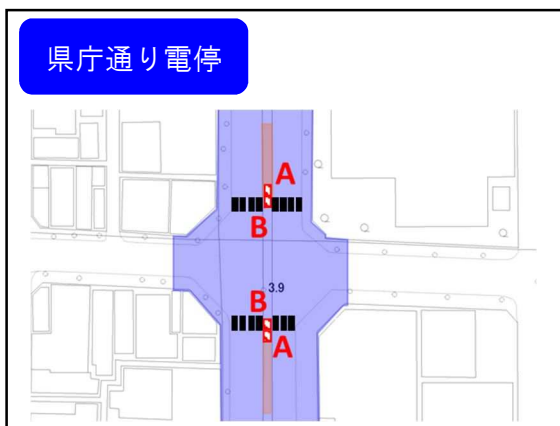


図 4-32 県庁通り電停の届出対象範囲



図 4-33 西大寺町電停の届出対象範囲

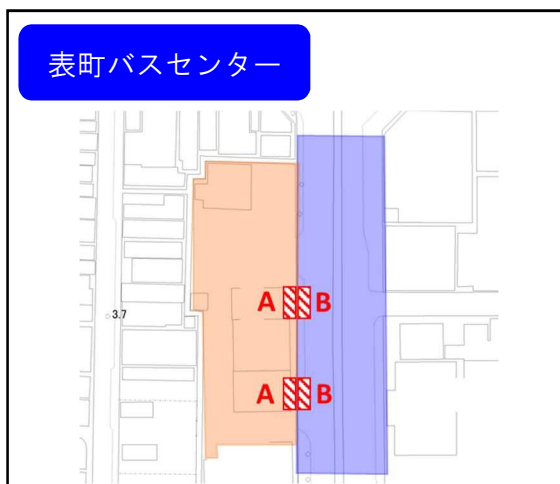


図 4-34 表町バスセンターの届出対象範囲

凡例は、4-38 ページに記載しています。

2) 北長瀬地区における届出制度の対象範囲

北長瀬地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-35 北長瀬駅の届出対象範囲

3) 浜・原尾島地区における届出制度の対象範囲

浜・原尾島地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

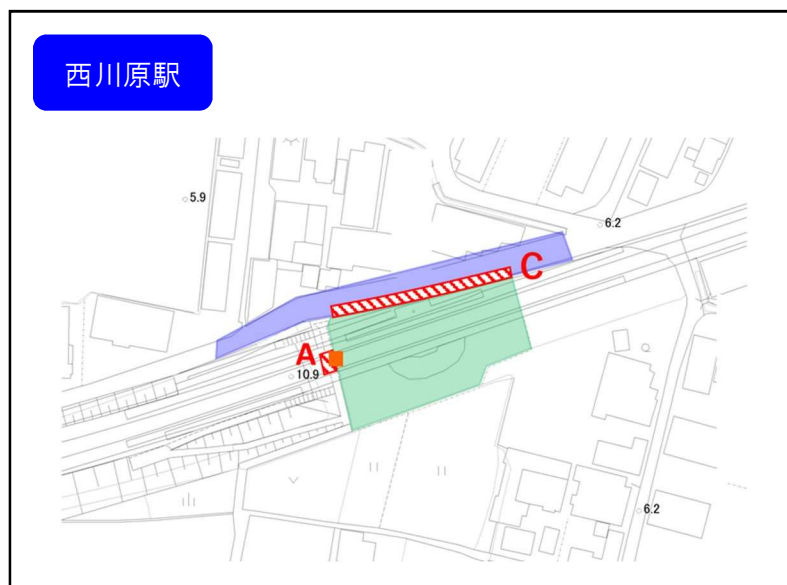


図 4-36 西川原駅の届出対象範囲

凡例は、4-38 ページに記載しています。

4) 西大寺地区における届出制度の対象範囲

西大寺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-37 西大寺駅の届出対象範囲



図 4-38 西大寺バスターミナルの届出対象範囲

5) 東岡山駅周辺地区における届出制度の対象範囲

東岡山駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

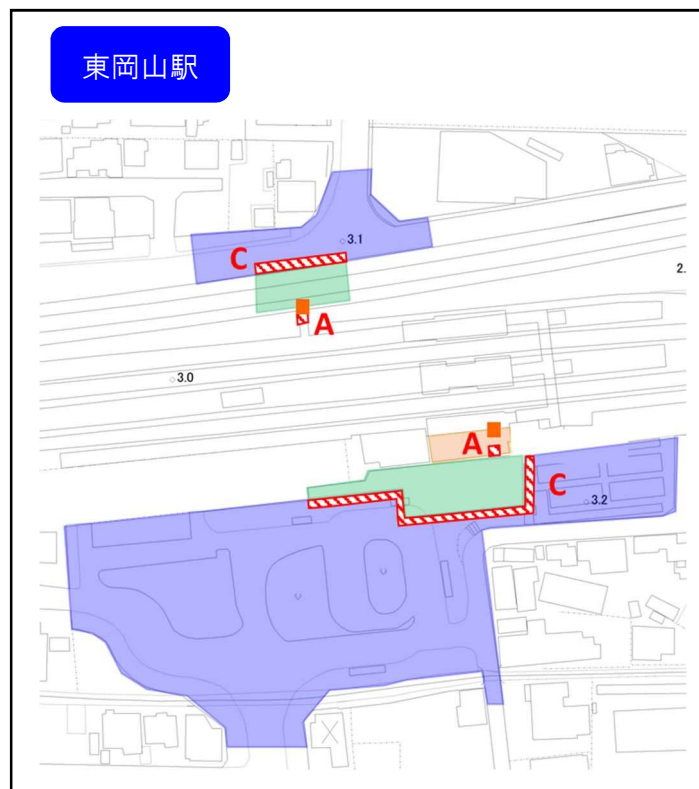


図 4-39 東岡山駅の届出対象範囲

凡例は、4-38 ページに記載しています。

6) 妹尾駅周辺地区における届出制度の対象範囲

妹尾駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

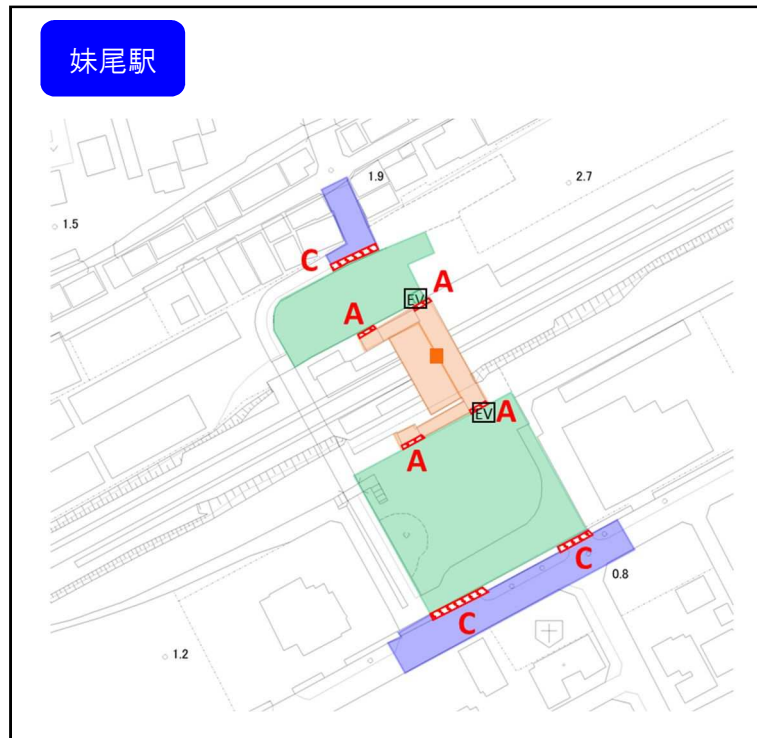


図 4-40 妹尾駅の届出対象範囲

4

移動等円滑化促進方針

7) 瀬戸駅周辺地区における届出制度の対象範囲

瀬戸駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

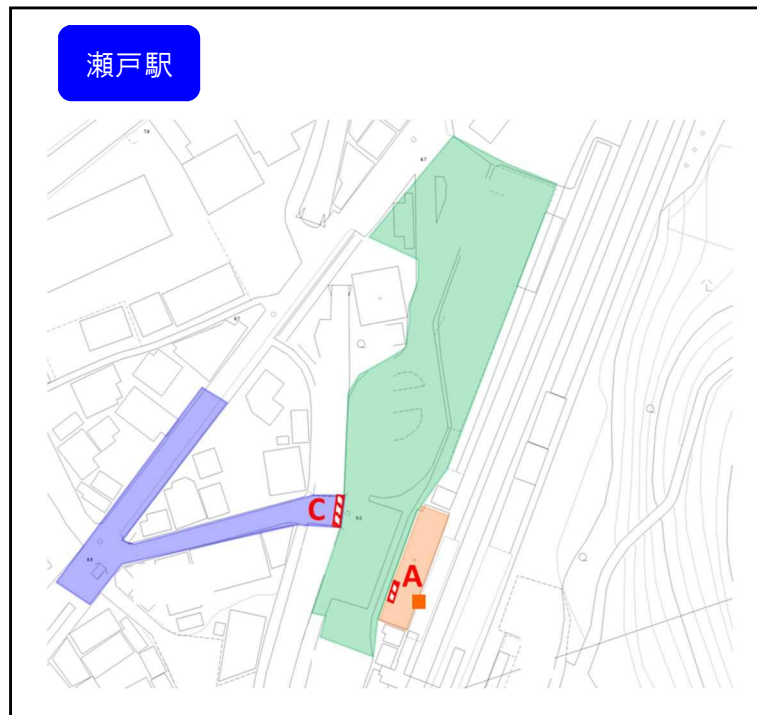


図 4-41 瀬戸駅の届出対象範囲

凡例は、4-38 ページに記載しています。

8) 大元駅周辺地区における届出制度の対象範囲

大元駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-42 大元駅の届出対象範囲

9) 備前西市駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備前西市駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

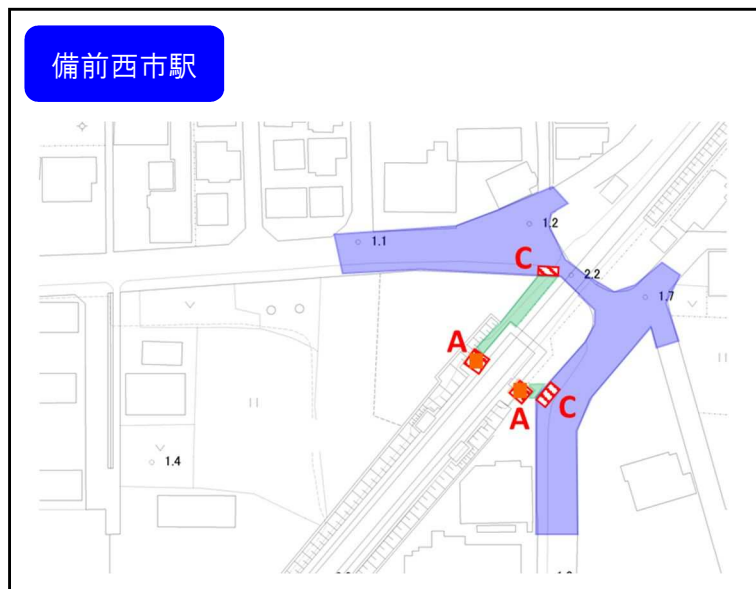


図 4-43 備前西市駅の届出対象範囲

凡例は、4-38 ページに記載しています。

10) 大多羅駅周辺地区における届出制度の対象範囲

大多羅駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

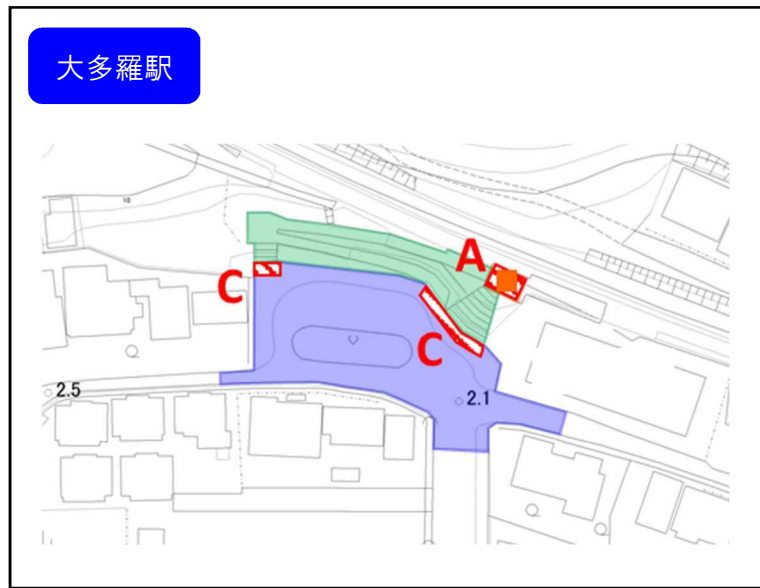


図 4-44 大多羅駅の届出対象範囲

11) 備中高松駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備中高松駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-45 備中高松駅の届出対象範囲

1 2) 備前三門駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備前三門駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

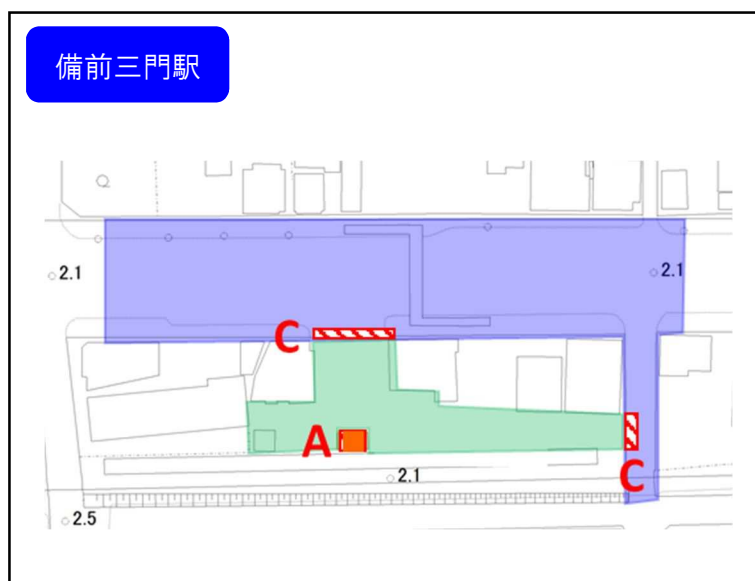


図 4-46 備前三門駅の届出対象範囲

1 3) 備前一宮駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備前一宮駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

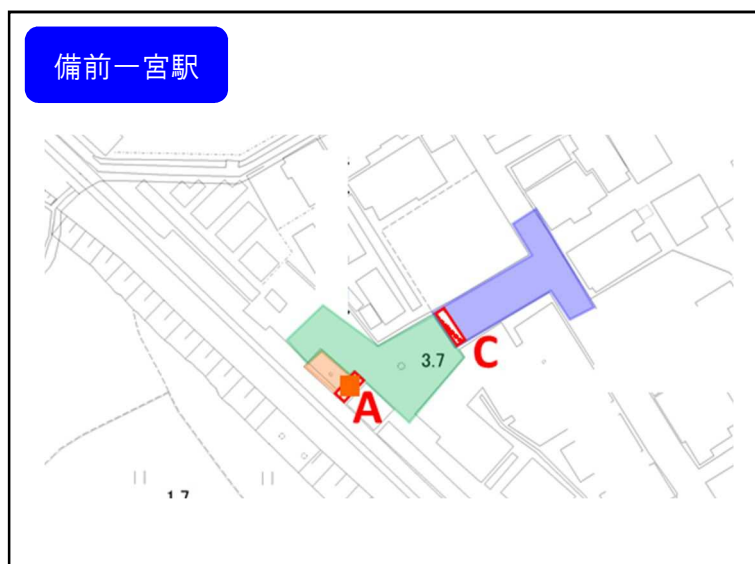


図 4-47 備前一宮駅の届出対象範囲

凡例は、4-38 ページに記載しています。